

4月12日・26日投票

統一地方選挙のお知らせ

群馬県議会議員選挙

告示日 4月3日(金)
投票日 4月12日(日)
投票時間 午前7時～午後7時

▼投票所入場券(緑色)

県議会議員選挙用の入場券を世帯ごとに3月下旬に郵送しますので、投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの(運転免許証、保険証など)を投票所に持参してください。

▼吉岡町で投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた人で平成27年1月2日以前に吉岡町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

県内の他市町村から吉岡町に転入した人

県内の他市町村に3カ月以上住んでいて、その後吉岡町

に転入し、平成27年4月2日現在で3カ月に満たない人は、前住所地で投票できます。

選挙人名簿に登録されていることを、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。その場合、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

証明書は町民生活課町民サービス室窓口(☎26・2244)で発行しています。

吉岡町から県内の他市町村に転出した人

県内の他市町村に転出した人で、吉岡町の選挙人名簿に登録されている人は、吉岡町で投票することができます。

また、不在者投票制度を利用して現在お住まいの市町村の選挙管理委員会に出向き投票することもできます。

いずれの場合も、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

不在者投票制度について不明な点は、選挙管理委員会にお問合わせください。

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙

告示日 4月21日(火)
投票日 4月26日(日)
投票時間 午前7時～午後7時

▼投票所入場券(青色)

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙用の入場券を世帯ごとに4月中旬に郵送しますので、投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの(運転免許証、保険証など)を投票所に持参してください。

▼投票できる人

平成7年4月27日以前に生まれた人で平成27年1月20日以前に吉岡町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

※投票日の前日までに町外へ転出した人は、投票できません。

期日前投票のご案内

選挙期日に仕事や旅行、学業、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票の際は、宣誓書の記入が必要になります。



群馬県議会議員選挙

▼期日前投票期間
 4月4日(土)～11日(土)
 日曜日を含む毎日

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙

▼期日前投票期間
 4月22日(水)～25日(土)
 (土曜日を含む毎日)

両選挙共通事項

▼時間 午前8時30分～午後8時
 ▼場所 吉岡町コミュニティセンター1階和室(役場南) 吉岡町大字下野田560番地

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙

立候補予定者等説明会

立候補予定者等説明会を開催しますので、立候補予定者または関係者はご参加ください。

▼期日 3月19日(木)
 ▼時間 午後1時30分
 ▼場所 役場2階大会議室

▼問合せ先
 吉岡町選挙管理委員会
 ☎26・22440(直通)

